

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札（入札後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 6 及び宇和島地区広域事務組合契約規則（昭和 50 年規則第 1 号。）の規定において準用する宇和島市契約規則（平成 17 年規則第 56 号以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき公告します。

令和 7 年 8 月 4 日

宇和島地区広域事務組合
組合長 岡 原 文 彰

記

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 光来園改築工事（建築）
- (2) 工 事 場 所 宇和島市保田
- (3) 工 事 概 要 建築主体工事
鉄筋コンクリート造（耐震・耐火構造）地上 4 階建て
延床面積 本体：7,405.99 m² 附帯：94.95 m²
解体撤去工事
鉄筋コンクリート造 地上 2 階建て
延床面積 本体（デイサービス棟含む）：4,172.18 m² 附帯：261.36 m²
- (4) 工 期 契約日の翌日から令和 10 年 1 月 18 日
- (5) 予 定 価 格 ￥2, 200, 900, 000－（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) そ の 他
 - (ア) この公告の工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
 - (イ) この公告の工事は、「都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 34 条の 2」の規定による開発行為の許可、並びに「同法第 37 条第 1 号」の規定による工事完了公告前の建築物の建築又は特定工作物の建設の承認を受けた工事である。
 - (ウ) この公告の工事の入札は、郵便入札方式による。入札方法等については「宇和島地区広域事務組合 郵便入札の手引き」を参照すること。
 - (エ) この公告の工事の入札においては、宇和島地区広域事務組合が準用する宇和島市低入札価格調査制度実施要領（平成 22 年告示第 9 号。以下「低入札価格調査要領」という。）に定める低入札価格調査制度を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

任意かつ自主的に結成された構成員 2 者による特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工方式とし、構成員の資格要件は次のとおりとする。

(1) 代表者である構成員が次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (ア) 入札期間の初日において、宇和島市建設工事等請負業者選定要綱（平成 17 年告示第 12 号）、松野町建設工事請負業者選定要領（平成 11 年訓令第 16 号）、鬼北町建設工事請負業者選定要綱（平成 29 年訓令第 2 号）又は愛南町建設工事請負業者選定規則（平成 17 年規則第 23 号）に基づく入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (イ) 入札期間の初日から落札者の決定の日までの間に、宇和島市、松野町、鬼北町又は愛南町において建設工事等入札参加資格停止措置要綱等に基づく入札参加資格停止の期間がない者であること。
- (ウ) 入札期間の初日から落札者の決定の日までの間に、宇和島市、松野町、鬼北町又は愛南町において入札参加除外措置要領等に基づく入札参加除外の期間がない者であること。
- (エ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (オ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (カ) 次に掲げるこの公告の工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
商 号：新企画設計株式会社
所在地：愛媛県松山市南高井町 1990-8
- (キ) この入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との間に、資本関係又は人的関係がない者であること。
- (ク) この入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でない者であること。
- (ケ) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条 2 項に規定する建設工事の種類のうち、資格者名簿に登載された所在地で建築工事業の許可を受け、かつ法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。
- (コ) 宇和島市、松野町、鬼北町及び愛南町のいずれかに本店、支店又は営業所を有する者であり、建築一式工事について、資格者名簿に登載された格付けが A 等級の者であること。
- (サ) 開札日から起算して過去 15 年間に、地上部の主たる構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延床面積 4,000 m²以上の建築物（工場、倉庫、上屋、機械式駐車場、その他これらに類する建築物を除く。）に係る建築主体工事（新築、増築又は改築工事（大規模な修繕・模様替え・耐震改修等は含まない。）をいう。）の元請（共同企業体の構成員である場合にあつては代表者に限る。）としての施工実績を有する者であること。

ただし、当該工事については、工事が完成し引渡しが完了しているもので、一般財産法人日本建設情報総合センターの工事实績情報（コリンズ）、契約書等の写し、発注者の施工証明書等で

要件を満たすことが確認できる 1 件の工事であること。

- (シ) 次の要件を全て満たす監理技術者を専任で配置することができる者であること。(建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号。以下「施行令」という。)第 27 条第 2 項の規定による主任技術者の兼任は認めない。)

① 一級建築士の免許又は一級建築施工管理技士の資格を有する者であり、かつ、監理技術者資格者証(建築工事業に係るものに限る。)及び監理技術者講習修了証(監理技術者資格者証の裏面に講習履歴が貼り付けられている者は不要)を有する者であること。

② 代表者である構成員と開札日以前に 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。

- (ス) 構成員のうち、出資比率が最大の者であること。

(2) 代表者以外の構成員が次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (ア) (1)(ア)から(ク)までに掲げる要件

- (イ) (1)(ケ)に掲げる許可を宇和島市内、松野町内、鬼北町内又は愛南町内の本店で受けている者であること。

- (ウ) 建築一式工事について、資格者名簿に登録された所在地が宇和島市内、松野町内、鬼北町内又は愛南町内であり、かつ、格付けが A 等級の者であること。

- (エ) 開札日から起算して過去 15 年間に、地上部の主たる構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物(工場、倉庫、上屋、機械式駐車場、その他これらに類する建築物を除く。)に係る建築主体工事(新築、増築又は改築工事(大規模な修繕・模様替え・耐震改修等は含まない。))をいう。)の元請(共同企業体の構成員である場合にあっては、出資比率が 20%以上のものに限る。)としての施工実績を有する者であること。

ただし、当該工事については、工事が完成し引渡し完了しているもので、一般財産法人日本建設情報総合センターの工事实績情報(コリンズ)、契約書等の写し、発注者の施工証明書等で要件を満たすことが確認できる 1 件の工事であること。

- (オ) 次の要件を全て満たす監理技術者を専任で配置することができる者であること。(施行令第 27 条第 2 項の規定による主任技術者の兼任は認めない。)

① 建築工事業に関して法第 15 条第 2 号イ又はハに該当する者であり、かつ、監理技術者資格者証(建築工事業に係るものに限る。)及び監理技術者講習修了証(監理技術者資格者証の裏面に講習履歴が貼り付けられている者は不要)を有する者であること。

② 代表者以外の構成員と開札日以前に 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。

- (カ) 出資比率が 30%以上の者であること。

(3) 共同企業体の有効期間が、次に定める期間であること。

- (ア) この公告の工事の契約の相手方となった場合は、当該工事の請負代金の精算払を受けるまでの間

- (イ) この公告の工事の契約の相手方とならなかった場合は、当該工事の契約の相手方が確定するまでの間

3 設計書等の閲覧等

設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）は、設計図書貸出申込書により以下のとおり閲覧及び貸出を行う。

(1) 閲覧期間

令和7年8月4日（月）から令和7年9月10日（水）

休日を除く午前8時30分から午後5時00分まで

(2) 閲覧場所

宇和島市曙町1番地 宇和島地区広域事務組合 事務局管理課

電話番号：0895-22-8664

(3) 設計図書等に質疑がある場合には、令和7年8月25日（月）正午までに11（2）に掲げる場所まで持参、FAX又は電子メールにより質疑書を提出すること。

(4) (3)の質疑に対する回答を記載した書面は、令和7年9月1日（月）から令和7年9月10日（水）までの間において、ホームページにおいて閲覧に供する。ただし、閲覧期間の始期より早く閲覧に供することを妨げるものではない。

4 入札及び開札

(1) 入札の期間

令和7年9月4日（木）から令和7年9月11日（木）までの休日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、最終日は正午まで）

(2) 開札の日時

令和7年9月11日（木） 午後2時00分

(3) 開札の場所

愛媛県宇和島市曙町1番地 宇和島市役所4階 入札室

(4) 入札書の提出方法

(1)の期間内に、11（2）に掲げる場所に入札書及び指定様式の工事費内訳書（費用は設計図書にある「本工事内訳書」と同項目とし、合計金額を入札書記載金額と合致させること。）を入札封筒に同封し、持参又は郵送により提出すること。

(5) 入札方法

(ア) 入札回数は1回とする。

(イ) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかと問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(ウ) 工事内訳書に違算等の不備がある者については、規則第7条の規定により当該入札を無効とする。

5 基本的入札参加資格の事前確認

- (1) この公告の入札に参加を希望する者は、次の書類を提出し、代表者である構成員にあっては2 (1) の (ア)、(イ) 及び (ク) から (コ) まで、代表者以外の構成員にあっては2 (1) の (ア)、(イ) 及び (ク)、(2) の (イ) 及び (ウ) の入札参加資格 (以下「基本的入札参加資格」という。) の確認を受けなければならない。
- (ア) 共同企業体協定書の写し
- (イ) 建設業許可証の写し (委任している場合は、営業所一覧表を添付)
- (2) (1) の書類は、入札書と併せて持参により提出すること。
- (3) 事前確認の日時
令和7年9月11日 (木) 午後1時00分
- (4) 事前確認において基本的入札参加資格がないと認められた者については、規則第7条の規定により当該入札を無効とし、開札しない。

6 落札者の決定方法

- (1) 開札後は、落札者の決定を保留し、宇和島地区広域事務組合が準用する宇和島市事後審査型一般競争入札実施要綱 (平成27年要綱第17号) 第2条第2項に規定する落札候補者 (以下「落札候補者」という。) に対して、特定建設工事共同企業体入札参加資格確認申請書及び入札参加資格を確認するための資料 (以下「申請書等」という。) を求めるので、原則として令和7年9月12日 (金) 午後5時までに提出すること。提出がなかった場合は、規則第7条の規定に基づき当該入札を無効とし、次順位者に対して申請書等の提出を求めるものとする。
- (2) 落札候補者は申請書等の提出を辞退することはできない。辞退した場合又は申請書等の提出がなかった場合は、組合が準用する宇和島市建設工事等入札参加資格停止措置要綱に基づき指名停止措置を行うことがある。ただし、組合が発注する同一開札日の複数工事において落札候補者となり、予定していた技術者が配置できない事由等が発生した場合には、予定価格の低い方から当該入札を無効とする申出をすることができる。
- (3) (1) の落札候補者が低入札価格調査要領に規定する調査対象者であるときは、申請書等の提出を求める前に、当該落札候補者について低入札価格調査を行うものとする。なお、低入札価格調査資料は、調査を行う旨の通知をした日の翌日から起算して3日以内 (休日を含まない。) に提出しなければならない。
- (4) (3) の場合において、低入札価格調査時に申請書等の提出があった場合は、(1) の申請書等の提出を省略することができる。
- (5) 落札候補者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者となる順位を決定する。
- (6) 落札候補者から提出された申請書等の内容を審査し、入札参加資格を満たしていると認められる場合には、落札候補者を落札者として決定して審査を終了するものとする。ただし、落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認められる場合には、次順位者から順に、落札者が決定するまで同様の手続きを行う。
- (7) (6) の審査により入札参加資格を満たしていないと認められた者が行った入札については、規則第7条の規定に基づき当該入札を無効とする。
- (8) 落札者の決定は、原則として令和7年9月18日 (木) までに行う。ただし、入札参加資格につ

いて疑義があった場合又は低入札価格調査を行う場合は、この限りではない。

- (9) 落札者が決定した場合は、直ちに落札者に対し口頭又は書面により落札決定の通知を行う。落札者以外の入札参加者については、ホームページに入札結果を公表することをもって落札決定の通知とすることとする。

7 入札参加資格を認められなかった者に対する理由の説明

- (1) 5 (4) 及び 6 (1)、(6) において、入札参加資格を認められなかった者に対しては、書面等により通知するものとする。
- (2) 入札参加資格を認められなかった者は、その理由について、組合長に対して書面により説明を求めることができる。この場合には、(1) の通知をした翌日から起算して 7 日以内（休日を含まない。）に 11 (2) に掲げる場所へ、当該書面を持参又は郵送等により提出しなければならない。
- (3) (2) の書面を提出した者に対する回答は、当該書面を受理した日の翌日から起算して 10 日以内（休日を含まない。）に、書面により行う。

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札に際しては、入札保証金の納付を免除とする。
- (2) 契約に際しては、請負代金額の 10 分の 1（低入札価格調査を経て締結した契約にあっては、請負代金額の 10 分の 3）以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債又は金融機関の保証の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約又は工事履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

9 契約締結について

- (1) 契約書作成の要否
要
- (2) 契約の成立

落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が 2 に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

10 支払条件について

- (1) この公告の工事は、令和 7 年度から令和 9 年度までの債務負担行為の工事であり、前払金、中間前払金、部分払金を含む請負代金額の支払については、各会計年度の出来高予定額に対して行うものとする。
- (2) 各会計年度における支払限度額、出来高予定額及び部分払金の回数については、契約書中で明記するものとするが、この公告の工事における出来高予定額の年度配分は、令和 7 年度 4 %、令和 8 年度 74 %、令和 9 年度 22 %程度を予定している。
- (3) 前払金
請負代金額の 10 分の 4（低入札価格調査を経て締結した契約にあっては、請負代金額の 10 分の 2）に相当する額以内とする。
- (4) 中間前払金

- (ア) 請負代金額の 10 分の 2 (低入札価格調査を経て締結した契約にあっては、請負代金額の 10 分の 1) に相当する額以内とする。
- (イ) 部分払金の支払を受けた場合は、中間前払金を請求することはできない。
- (5) 部分払金
規則第 66 条の規定によるものとし、中間前払金の支払を受けた場合は、部分払金を請求することができない。

11 その他

- (1) 入札の無効等
入札参加資格を有しない者及び申請書等に虚偽の記載を行った者の提出した入札書並びに宇和島地区広域事務組合建設工事等入札に関する心得 (郵便入札については「宇和島地区広域事務組合郵便入札の手引き」)、入札に関する条件に違反した者の入札については無効とする。
- (2) 契約条項を示す場所及び問合せ先
宇和島地区広域事務組合 事務局管理課 財務係
〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町 1 番地
電話番号：0895-22-8664
F A X：0895-24-3943
電子メール：zaimu@uwajimakouiki.jp
- (3) その他
 - (ア) 申請書等に虚偽の記載を行った場合においては、組合が準用する宇和島市建設工事等入札参加資格停止措置要綱に基づき指名停止措置を行うことがある。
 - (イ) 落札者は申請書等に記載した配置予定技術者を、原則として当該工事に配置すること。